

令和7年度茅ヶ崎市指定地域密着型サービス事業者の公募に係る質問・回答

令和7年9月22日

番号	質問	回答
1	茅ヶ崎市に土地を所有する地主さんが小規模多機能施設の建設を希望されています。今年度の公募に採択されて小規模多機能施設を建設する場合、複数のパターンでの事業を検討されています。それぞれ神奈川県の「地域医療介護総合確保基金」の補助金対象になり得るでしょうか。 (1)土地所有者の親族が経営する会社が建物を建設して運営法人に賃貸する場合 (2)土地所有者が自らの法人で建物を建設し、運営法人に賃貸する場合 (3)土地を個人名義のままで、自らの法人に土地を貸し付け、法人が建物を建設する場合 (4)土地を法人名義とし、法人が建設する場合	神奈川県の「地域医療介護総合確保基金」(以下「確保基金」)の補助金の活用は、土地所有者が自ら小規模多機能施設を建設し運営する場合、または土地所有者が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業(オーナー型)が対象とされています。 (1)の場合:対象外 理由:土地所有者と土地使用者との間に直接の関係性がないため (2)(3)の場合:対象外 理由:個人と法人は別人格となるため (4)の場合:対象 なお、オーナー型の場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下の要件を満たしていることが条件となります。 ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。 ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 当該確保基金に関しては、神奈川県にて事業の採択がされた場合に活用が可能となることから、現時点で補助金の活用を確約するものではありませんので、ご承知おください。
2	地域医療介護確保基金を活用して、小規模多機能施設を建設した後、地震や洪水といった所有者、管理者の責が問えない状態で建物が滅失した場合、補助金は返還対象となるでしょうか。	確保基金の交付条件は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱第5条に記載のとおりです。同条の第8号、第9号及び第10号に該当する場合には還付が生じる可能性があります。 貴質問の趣旨は、大規模災害発生時を想定しているかと思いますが、貴質問の事例が発生した際は、神奈川県と協議を行うこととなります。
3	募集要項P.4のNo.5「法人代表者の経歴書」について、法人代表者が認知症対応型サービス事業開設者研修が未受講である場合、開設者の経歴書の提出で問題ないでしょうか。	代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役といった役職者を想定しています。法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として取り扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えないものと考えます。 また本公募の小規模多機能施設においては、開設には認知症対応型サービス事業開設者研修を受講済であることが求められることから、申請時点で開設者の要件を満たしていない場合は、法人代表者の経歴書、要件を満たす場合には、開設者の経歴書でも対応可とします。開設者の経歴書を提出する場合は、その理由を記載することとします。